

関係者各位

一般社団法人茨城県建築士事務所協会
会 長 河 野 正 博

新型コロナウイルス感染症の予防に配慮した
建築士法に基づく手続きに係る業務の実施について

新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念されていることを受け、国土交通省及び茨城県（建築指導課）から、当分の間、下記の手続きについては郵送による対応も可能との通知がありました。

つきましては、本来ならば当協会窓口を持参して頂く下記の手続きについて、当分の間、郵送も可能とさせていただきます。

なお、郵送する場合には下記の注意事項をご確認の上、ご提出下さいますようお願いいたします。

記

① 建築士法第23条（建築士事務所の登録及び更新）

・登録申請手数料（**1級17,000円、2級・木造12,000円**）については、銀行振込後に振込受付証の控えを同封願います。

※令和6年4月1日より、茨城県手数料条例の改正により登録手数料が変更されました。

＜振込先＞常陽銀行本店 普通預金 9014908
（一社）茨城県建築士事務所協会
会 長 河 野 正 博

・また、送付頂く際には不足資料等がないよう細心の注意を払ってご提出頂きたいと思いますが、修正等がないようメールやFAX等による事前確認の対応を行っておりますので、可能な限り事前確認の対応をお願いいたします。

② 建築士法第23条の5（建築士事務所の変更の届出）

・控えが必要な場合は、返信用の封筒を同封のうえ送付願います。

③ 建築士法第23条の6（建築士事務所の業務報告書の提出）

・控えが必要な場合は、返信用の封筒を同封のうえ送付願います。

④ 建築士法第23条の7（建築士事務所の廃業等の届出）

＜連絡先＞（一社）茨城県建築士事務所協会
〒310-0852水戸市笠原町978-30建築会館2階
TEL 029-305-7771 FAX 029-305-7791
メール ikyokai@i-jk.org